

25庁房第367号  
平成26年諮問第21号

文化審議会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について  
－「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」の策定に  
向けて－

平成26年3月28日

文 部 科 学 大 臣                      下 村 博 文

## (理 由)

文化芸術は、過去から現在、そして、未来へと受け継がれ、人々に喜びや感動を与えるものであるとともに、経済や国際協力をはじめ我が国の全ての営みの基盤にもなるものとして、極めて重要であると認識しております。

昨今、国内外の諸情勢は急速な変化を続け、文化芸術を取り巻く状況にも大きな影響を与えております。人口減少社会が到来し、特に、地方においては過疎化や少子化といった課題が指摘されており、地域に根付く有形・無形の文化財、芸術文化、生活文化等を生かしながら地域コミュニティの振興を図ることや、文化芸術を担う人材を育成していくことが求められております。また、グローバル化の進展に伴い、多くの人々が国境を越えて行き交う中で、文化芸術による創造的な活動や対話を通じ、国籍を超えた相互交流を行うことにより、多様な価値観やアイデンティティを尊重し合うことの意義が指摘されております。さらに、情報通信技術の急速な発展と普及は、人々の生活に利便性をもたらす一方、人間関係の希薄化等の社会的課題や、人々の知的コンテンツ利用の在り方の変化に伴う著作権侵害の深刻化といった問題も発生しております。こうした諸課題等に対して、文化芸術の果たす役割について考えていく必要があります。

平成23年3月11日には、東日本大震災が発生しました。大震災は、文化と人間、社会との関わりについて考え直す契機となりました。各地域における取組や全国的な活動の成果や課題も踏まえつつ、引き続き、復興に向けてどのような文化政策を講じていくべきかについても考えていく必要があります。

我が国においては、世界に誇るべき有形・無形の文化財があまた存在しており、また、ポップカルチャー等の現代文化も活力に満ちています。さらには、地域に根付いた祭りや踊り等に参加する伝統があり、日常においても、稽古事や趣味等を通じて様々な文化芸術体験が盛んに行われております。

こうした「日本の文化力」は、世界に誇る我が国の最大の資産であると考えております。この資産を維持、継承、発展させることはもとより、日本人自身はその価値を十分に認識した上で、国内外への発信を、更に強化していく必要があります。

昨年9月には、2020年に開催するオリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催が決定されました。私は、この2020年には、文化芸術においても、「日本の文化力」という資産が大いに生かされて、文化を通じた世界の人々の往来、交流を生み出し、日本が「世界の文化交流のハブ」になることを目標にしたいと考えております。

このため、2020年に向けて、日本の文化基盤の計画的整備を行い、同年には、全国の自治体や、多くの芸術家等関係者と共に、日本全国津々浦々で文化イベントが行われている状態を作り出したいと考えております。さらに、その後もこうした姿を継承・発展させ続けることで、真の「文化芸術立国」を目指すという構想を描いております。

その道筋や構想を、私の考えとして、本日、「文化芸術立国中期プラン」としてお示ししております。これを一つの素材として、第14期文化審議会の発足に当たり、上記の目標に向けて具体的に、第4次の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の策定を念頭に、

文化芸術の振興のための基本的な施策の在り方について包括的に諮問を行うものであります。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

(1) 2020年を見据えた文化振興方策の基本的視点について  
まず第一に、2020年を見据えた文化振興方策の基本的視点について、御審議をお願いいたします。

具体的には、①我が国古来の伝統文化、伝来の文化、衣食住に関わる基層の文化、メディア芸術、現代アート、ポップス等の言わば現代的な文化芸術など、今日における我が国の多様な文化活動について、内外への訴求力や社会の他分野への波及効果をも考慮しつつ、それぞれを更に発展させ、活用するための方策を講じること、②従来の文化芸術における各分野の対象領域を超えて、日本の伝統文化と現代的な文化芸術とを組み合わせた新たな日本文化の創造を推進するとともに、新たに創造された日本文化の良さを世界に発信していくこと、③関係府省間の連携・協働を推進することで、領域横断的な文化芸術振興を効果的に図っていくこと、④民間（企業、団体、個人等）からの多様な支援の方途を開いていくこと等、これまでの着想や手法を超えた、「国家戦略」としての文化振興方策の基本的視点について、御審議をお願いいたします。

(2) 創造力等の豊かな子供や若者、文化芸術を創造し支える人材の育成について

第二に、文化芸術の振興の柱の一つである「人をつくる」ための施策についてであります。

具体的には、①学校等での文化芸術体験の推進等、将来の芸術家、鑑賞者や、伝承者の育成にもつながる子供や若者の「創造力」と「想像力」を豊かにする施策や、②文化芸術活動や施設の運営を支える専門人材の育成・活用を充実させることで、国民が文化芸術を

より身近に感じることができるようにするための施策，③高度な芸術家養成，伝統文化や文化財保存技術の後継者や伝承者の養成のための施策等，文化芸術活動を提供する人の育成に関する施策，④現代を代表する様々な活力に満ちた芸術文化活動の支援策等，文化芸術活動を提供する人や鑑賞する人の育成に関する施策全般等について，その振興策の御議論をお願いいたします。

（３）文化芸術の地域振興，観光・産業振興等への活用等について  
第三に，文化芸術の振興の柱の一つである「地域を元気にする」ための施策についてであります。

具体的には，①地域の宝である有形・無形の文化財を一体として保存・活用するための支援策や，防災対策等を抜本的に強化するための施策，②地域自らが有形・無形の文化財及び芸術文化を活用し，それを生かしたまちづくりを推進するための施策や劇場，音楽堂等・美術館・博物館など地域の文化拠点の機能強化への支援，③東日本大震災からの復興の支援のための施策や全国の自治体等における文化財保護に係る非常災害対応の整備等，日本各地の「文化力」による地域振興のための施策全般について，その振興策の御議論をお願いいたします。

（４）文化発信と国際交流の推進について

第四に，文化芸術の振興の柱の一つである文化発信と国際交流の推進のための施策についてであります。

具体的には，①メディア芸術，現代アート等の発信強化のための方策，②日本の有形・無形の文化財や文化財保存技術，さらに，衣，食，住にわたる生活文化や日本語の海外発信の強化のための施策や，③我が国の文化芸術の注目度を高める質の高い国際芸術交流等を推進するための施策等，文化発信・国際交流の推進を目指すための施策全般について，その振興策の御議論をお願いいたします。

(5) 文化振興のための体制の整備について

最後に、文化振興のための体制の整備についてであります。

具体的には、国立文化施設の機能強化、日本の強みを生かす拠点づくりの推進、文化政策に関する調査研究機能の強化等、上記で掲げている各施策を着実に推し進めるための施設・組織、制度等の体制の整備の在り方について、御議論をお願いいたします。

以上の5点が、中心的に御審議をお願いしたい事項であります。さらに、最近の文化芸術を取り巻く新たな課題として、特に関心が高まっている諸分野、例えば、文化関係資料のアーカイブの構築、劇場、音楽堂等の文化芸術拠点の強化、生活文化の振興、文化芸術創造都市への支援等も含め、文化芸術全般にわたり必要な事項について広く御審議をいただきたいと考えております。